

G

コンプライアンス・リスクマネジメント

当社は、CSR経営の基本となるコンプライアンス・リスクマネジメントに関する仕組みを、以下の通り整備し運用しています。

コンプライアンス・リスクマネジメント体制

当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、支社社長、工場長、労働組合代表および顧問弁護士を委員とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス・リスクマネジメント全般についての取組方針・テーマなどの意思決定、個別事案の報告、情報の吸い上げ、各部会への対応指示などを行っています。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、原則として

毎月1回開催しております。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会には、4つの常設の専門部会を設置し、コンプライアンス教育やリスクマネジメントなどに関わる活動の具体的な企画・運営を担っています。

また、毎年2月4日と5月23日を「コンプライアンスの日」として定め、クリモトグループ全体でコンプライアンスを周知徹底する活動を実施しています。

内部統制システム

当社は、「企業行動基準」および「内部統制システム構築の基本方針」を基本指針として、「取締役会規則」、「組織規程」、「リスクマネジメント基本規程」、「コンプライアンス・リスク管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」などの諸規程に則り、透明性のある健全経営を実践し、内部監査、監査役監査を充実させることなどにより、内部統制システムの維持・更新を図っています。

そして、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性確保を主眼とする内部統制報告制度に対応するとともに、クリモトグループの内部統制全般を牽引するため「内部統制推進委員会」を恒久的組織として設置し、継続的に法令違反や決算におけるミス、不正などを防ぐための社内管理体制の拡充を推進しています。

内部通報制度

クリモトグループにおける業務の適正を確保するために、組織的または個人による不正・違反・反倫理的行為およびハラスメント行為を会社として速やかに認識して早期に解決し、クリモトグループの自浄作用をより一層高めることを目

的とした内部通報制度を構築しています。コンプライアンスに関する相談・通報窓口とハラスメントに関する相談窓口を設置しております。相談・通報を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを禁止しています。

